

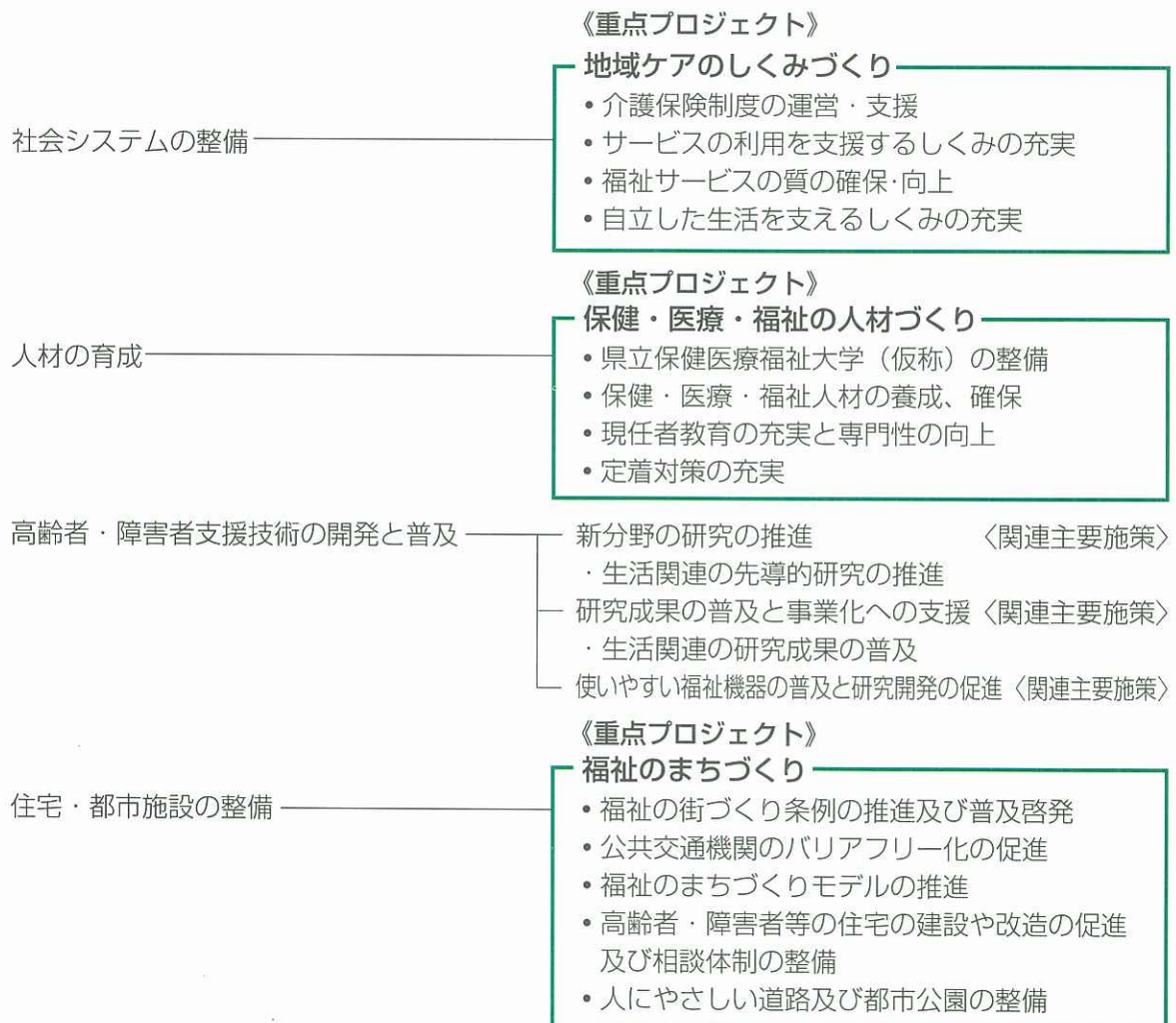
課題内容

人生80年時代が定着し、生涯にわたって、生き生きとくらす社会の実現が望まれています。しかしながら、加齢や疾病による身体機能の低下などにより、介護を必要とする人々は年々増加しており、また、そのような状況が生じる不安は、誰もが等しく持っています。

今後、少子・高齢社会が進む中で、家族の構成員数がさらに減少し、高齢者世帯が増えるなど、家族の介護能力も低下していきます。高齢者や障害者など介護を必要とする人々が住み慣れた地域でくらし続けていけるようにするためには、個人の権利や選択を尊重するしくみや地域での総合的な支援を行うしくみなど、21世紀を展望した新たな社会福祉基盤を構築していくことが求められています。

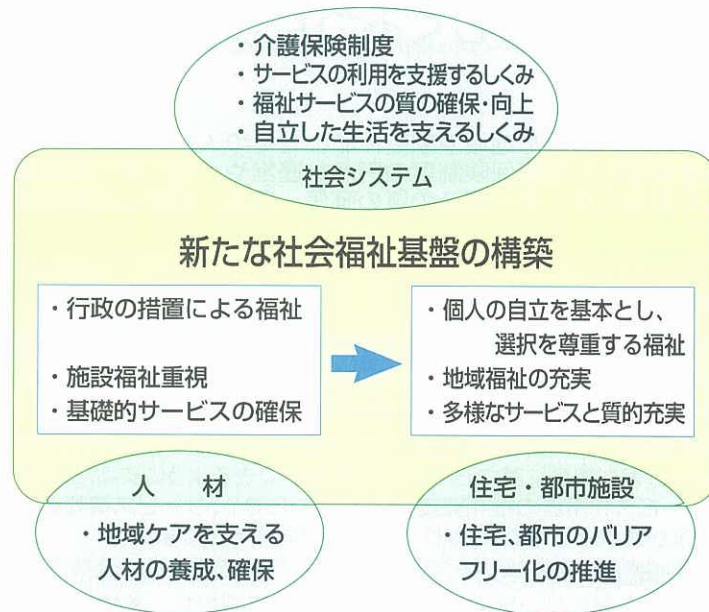
そのために、高齢者や障害者などだれもが在宅でも安心してくらし続ける社会福祉の基盤として、介護保険制度の円滑な運営や、安心して適切にサービスを利用できるしくみづくり、自立した生活を支えるしくみの充実等に取り組みます。また、今後ますます増大・多様化する地域の保健・医療・福祉ニーズに対応できる総合的な能力を持った人材養成のために県立保健医療福祉大学（仮称）の整備に取り組むなど、地域ケアのしくみを支える人材の養成・確保をめざすとともに、住宅や都市の施設のバリアフリー^{※1}化を推進し、高齢者や障害者が積極的に社会参加し、生き生きとしたくらしができるまちづくりをめざします。

政策展開の方向



^{※1}バリアフリー…住宅や都市施設などを高齢者や障害者に使いやすいものにする。物理的（建築的）な障害だけでなく、心理的、社会的な障害や情報手段の制約も含まれる。

■ 概念図



介護セミナー



福祉のまちづくりイメージ

21世紀を展望した新たな社会福祉基盤の構築

少子・高齢化の進展や、家庭機能の変化等に伴い、社会福祉には国民全体を対象として、生活の安定を支える役割が期待されており、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、安心してその人らしい生活を送れるよう、自立を支援することを目的として新たな社会福祉の基盤を構築する必要があります。そのため、具体的には次の方向で取組みを進めます。

- ①個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立
- ②質の高い福祉サービスの充実
- ③地域での生活を支援するための「地域福祉」の充実

(注)「地域福祉」:地域住民、社会福祉事業の経営者や社会福祉活動を行っている人たちが協力し、全ての地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる活動に参加できるように支援すること。

介護保険制度

国民の共同連帯の理念に基づき、高齢者の介護を社会全体で支えるため、40歳以上の人の納める保険料と公的資金で運営される新しい社会保障制度で、2000年4月から施行されます。

65歳以上で介護が必要な方または40歳以上で特定の疾病により介護が必要な方は、心身の状況に応じて、自立した日常生活を営むために必要な介護サービスを受けることができます。サービスを受ける前に、保険者である市町村に申請を行い、介護認定審査会の審査判定に基づく要介護認定を受け、認定された支給限度額等の範囲内で、介護サービス計画に基づきサービスが提供されます。費用の1割を利用者が負担します。

県立保健医療福祉大学

保健・医療・福祉の連携と総合化、生涯にわたる継続教育、地域社会への貢献を基本理念として、神奈川県では、2003年4月に県立保健医療福祉大学を開学します。横須賀市内に設置される保健福祉学部(看護学科、管理栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科:入学定員220人)では、保健・医療・福祉の各領域にわたる総合的な能力を持ち、地域における様々なニーズに対応できる実践的な人材を養成します。

また、大学の附置機関として、保健・医療・福祉の業務に従事されている方を対象とした教育研修等を担う、人材育成研究センターを「かながわ新総合計画2」の実行計画の計画期間内に相模原市内に整備するための準備作業を進めているところです。(大学、学部、学科、附置機関の名称はいずれも仮称)

〈ねらい〉

高齢者や障害者等の人々が、住み慣れた地域や家庭においてその人らしい自立した生活を送ることができる新たな社会福祉基盤の構築をめざし、介護保険制度の円滑な運営や、公・共・私の連携による、サービスを安心して適切に利用できるしくみづくり、サービスの質の確保・向上、自立した生活を支えるしくみづくりに取り組みます。

〈構成する施策と展開の方向〉

(1) 介護保険制度の運営・支援

- 介護保険制度を円滑に運営するため、保険者である市町村の介護保険事業計画を支援するとともに、介護保険審査会の運営や財政安定化基金の設置・運営、指定事業者の指導を行います。

(2) サービスの利用を支援するしくみの充実

- サービス利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択できるようにするため、総合的な相談・サービス利用調整等を行う体制の整備、サービス利用者の権利擁護の取組みの充実や、サービス情報を提供するシステムの充実を行います。また、保健・医療・福祉が連携する中で、かかりつけ医の促進等を図ります。

(3) 福祉サービスの質の確保・向上

- 介護保険制度の施行等に伴い、福祉サービスが幅広く民間部門に開かれ、多様なサービスの充実と活性化が図られる中で、サービスの質の確保・向上に努めます。
- 障害福祉の分野においてもサービスを総合的に提供するためのケアマネジメントのしくみを導入し、様々なサービスを評価するしくみについて検討し普及を図ります。

(4) 自立した生活を支えるしくみの充実

- 介護予防や健康で自立した生活を支援するため、地域リハビリテーション体制の充実を図ります。
- 地域における障害者や高齢者等の日常生活支援の推進役として新たに明確に位置づけられた社会福祉協議会や、民生委員・児童委員の機能の充実など、身近なしくみの充実を図ります。
- 高齢者自らが福祉の担い手として活躍することが期待されていることから、高齢者の生きがい・健康づくり活動が福祉活動等の地域活動と連携するための体制を整備するとともに、その活動を支援します。

〈実施プログラム〉

| 構成施策 | 主体 | 施策実施年度 | | | | 3年間計(2000~2002) |
|--|---|--------|------|------|------|---|
| | | 2000 | 2001 | 2002 | 03以降 | |
| (1) 介護保険制度の運営・支援 <ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業支援計画の円滑な推進 介護保険審査会の運営 財政安定化基金の設置・運営 指定事業者の指導 | 県 県 県 県 | | | | | 施設整備の圏域調整等 審査会の開催 基金の設置と運営 事業者等の指定及び指導を適切に行うためのシステム運用、保健福祉事務所との連携による適切な事業者指導の実施 |
| (2) サービスの利用を支援するしくみの充実 <ul style="list-style-type: none"> 在宅介護支援センター^{※2}の総合的整備 権利擁護のしくみの充実 安心してサービスを利用するためのしくみづくり サービス情報提供の充実 病院・診療所等の連携の促進 | 市町村 県、市町村、民間 県、市町村、民間 県、市町村、民間 県、市町村、民間 | | | | | 全市町村に基幹型在宅介護支援センターを設置、基幹型を核とした相談・サービスネットワークの形成 かながわ権利擁護相談センターの運営・充実、地域福祉権利擁護事業の実施 モデル約款の普及、苦情処理体制の整備充実 サービス情報提供システムの充実 かかりつけ医モデル事業の実施、地域医療連携の促進 |
| (3) 福祉サービスの質の確保・向上 <ul style="list-style-type: none"> 介護保険における福祉サービス評価の検討・普及 障害福祉におけるサービス評価の検討・普及 | 県、市町村、民間 県、市町村、民間 | | | | | サービス評価の検討・普及 障害福祉サービスのケアマネジメントの試行、障害福祉施設等におけるサービス評価の検討・普及 |
| (4) 自立した生活を支えるしくみの充実 <ul style="list-style-type: none"> 地域リハビリテーション体制の充実 日常生活を支えるしくみの充実 高齢者の生きがいと健康づくり活動の推進 | 県、市町村、民間 県、市町村、民間 県、市町村、民間 | | | | | 広域的な地域リハビリテーション支援体制の構築 各種普及啓発事業の実施、市町村社協の機能充実、民生委員・児童委員活動、研修の充実、市民交流支援スペースの整備促進 保健事業の介護予防施策としての効率的・体系的な実施、市町村に高齢者の生きがいと健康づくり推進会議を設置 |

^{※2} 在宅介護支援センター…在宅の寝たきりなどで援護を必要とする高齢者やその家族が、身近なところで専門家による介護の相談や指導が受けられ、市町村の窓口を訪れなくても必要なサービスが受けられるように調整する24時間体制のセンター。

〈ねらい〉

保健・医療・福祉サービスの担い手となる人材の養成、確保を積極的に進め、人材を量的に確保するとともに、生涯にわたる研修体系の整備や現任者教育の充実により、高度化、多様化する保健・医療・福祉を担う専門性の高い人材づくりを進めます。

また、そのために、総合的な人材養成のための県立大学の整備を図ります。

さらに、資質の高い人材の確保や定着化をめざした、働きやすい職場の環境づくりや魅力ある職場づくりを支援します。

〈構成する施策と展開の方向〉

(1) 県立保健医療福祉大学(仮称)の整備

- 保健・医療・福祉が連携した総合的な人材を養成・育成する県立大学を整備します。

(2) 保健・医療・福祉人材の養成、確保

- 看護人材養成の充実等により、保健医療人材の養成確保の強化及び質の向上を図ります。
- 介護保険制度を担うケアマネジャー^{※3}等の養成・確保やかながわ福祉人材研修センターの機能の充実等により、福祉人材確保対策の強化に取り組みます。

(3) 現任者教育の充実と専門性の向上

- 看護職員や理学療法士などの保健医療人材の卒後教育の充実強化を図ります。
- 施設従事者などの福祉人材研修の体系的推進や地域展開の促進を図り、新しい福祉ニーズに対応できる専門性の高い人材の養成等現任者教育を充実強化します。

(4) 定着対策の充実

- ナースステーション等の改善や院内保育の促進等により、看護職員等の勤務環境の改善を図ります。
- 社会福祉事業従事者の福利厚生等勤務環境の向上を図るため、必要な支援を行います。

〈実施プログラム〉

| 構成施策 | 主体 | 施策実施年度 | | | | 3年間計(2000~2002) |
|---|---------------------------------|--------|------|------|------|--|
| | | 2000 | 2001 | 2002 | 03以降 | |
| (1) 県立保健医療福祉大学(仮称)の整備 ・県立保健医療福祉大学(仮称)の整備 | 県 | | | | | 大学の整備、開学準備(2003年4月開学予定) |
| (2) 保健・医療・福祉人材の養成、確保 ・看護人材養成の充実と再就業の促進 ・ケアマネジャーの養成 ・ホームヘルパー ^{※4} 養成研修の拡充 ・かながわ福祉人材研修センターの機能の充実 | 県 県、民間 県、市町村、民間 民間 | | | | | 准看護婦移行教育制度化への対応、再就業のための研修の実施、訪問看護婦養成講習会の実施、訪問看護従事者・在宅療養者への支援実務研修等の実施 養成研修の実施、指定研修制度の活用 福祉専門職の登録・管理、潜在福祉人材の就労斡旋、福祉人材情報システムの運用 |
| (3) 現任者教育の充実と専門性の向上 ・卒後教育の充実強化 ・専門性の高い人材の養成 | 県、民間 県、民間 | | | | | 看護教育大学校教育課程の充実、理学療法士等の研修の実施 地域リハビリコーディネーター養成等研修の実施、福祉人材研修の体系化 |
| (4) 定着対策の充実 ・院内保育の促進 ・社会福祉従事者の勤務環境の向上 ・看護職員勤務環境の改善 | 民間 民間 民間 | | | | | 院内保育、共同保育施設整備の促進 福利厚生充実の促進 看護職員勤務環境改善のための施設整備の促進 |

※3 ケアマネジャー…要介護者等からの相談を受け、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるように、市町村、事業者、施設等との連絡調整等を行う者。

※4 ホームヘルパー…在宅の寝たきりなどで介護を必要とする高齢者や障害(児)者等の家庭を訪問し、日常生活上必要な世話、介護等を行う者。

〈ねらい〉

1996年4月に施行された「神奈川県福祉の街づくり条例」を基本として、県民全体の意識の醸成を図るための普及啓発、県、市町村、民間の施設及び交通環境の整備など、福祉的配慮のされたまちづくりを推進します。

〈構成する施策と展開の方向〉

(1) 福祉の街づくり条例の推進及び普及啓発

- 市町村と連携した福祉の街づくり条例の推進と、福祉の街づくり推進協議会と連携・協調した各種普及啓発事業を行います。

(2) 公共交通機関のバリアフリー^{*1}化の促進

- 鉄道を障害者や高齢者等が安全かつ円滑に利用することができるように駅舎のバリアフリー化の促進を図ります。

(3) 福祉のまちづくりモデルの推進

- 市町村が計画する福祉的配慮のされたまちづくりをモデル地区に指定し、その計画策定を支援します。また、バリアフリー住宅展示場「かながわ夢モデルタウン」を通して、住宅のバリアフリー化の普及啓発を進めます。

(4) 高齢者・障害者等の住宅の建設や改造の促進及び相談体制の整備

- 高齢者や障害者等の住宅の建設・改造に係る相談体制の整備や、公営・公社住宅等における高齢者等に配慮した住宅の建設・改善を進めます。

(5) 人にやさしい道路及び都市公園の整備

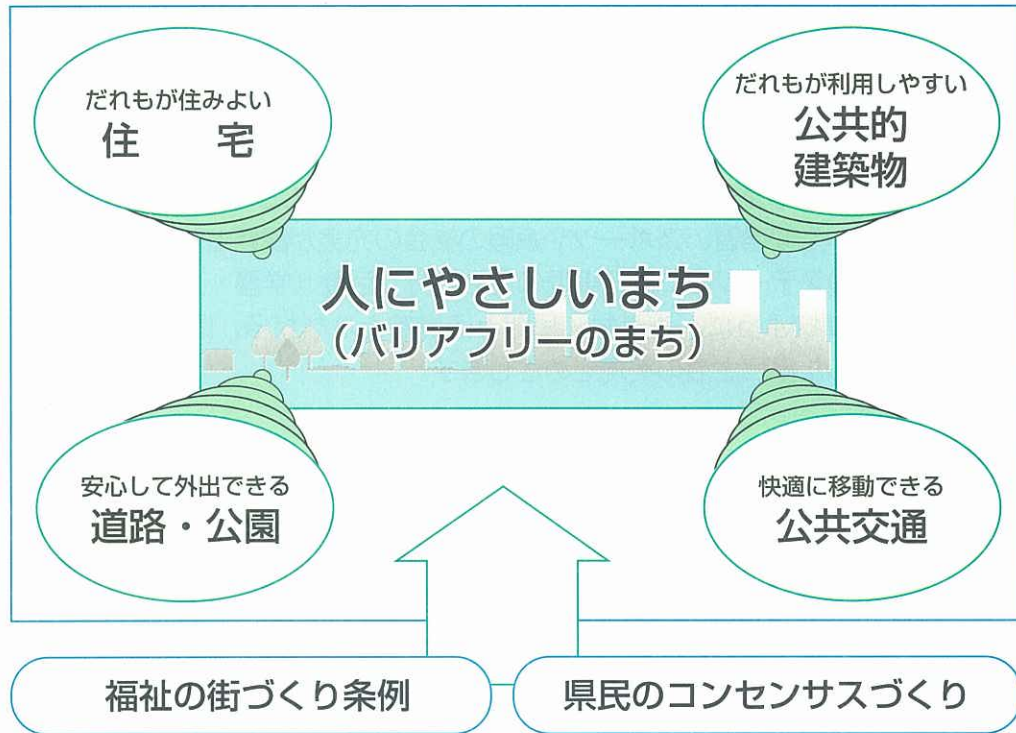
- 段差のない歩道等の整備や、公園施設のバリアフリー化を進めます。

〈実施プログラム〉

| 構成施策 | 主体 | 施策実施年度 | | | | 3年間計(2000~2002) |
|--|--------------------------------|--------|------|------|------|---|
| | | 2000 | 2001 | 2002 | 03以降 | |
| (1) 福祉の街づくり条例の推進及び普及啓発 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | 条例の推進及び普及啓発 |
| (2) 公共交通機関のバリアフリー化の促進 ・民営鉄道駅舎の整備促進 | 民間 | ■ | ■ | ■ | ■ | エレベーター等の設置 24駅 エレベーター 48基 エスカレーター 12基 |
| (3) 福祉のまちづくりモデルの推進 ・モデル地区の推進 ・モデルハウスの設置 | 市町村、民間 民間 | | | ■ | ■ | モデル地区の推進 バリアフリー情報館の運営 |
| (4) 高齢者・障害者等の住宅の建設や改造の促進及び相談体制の整備 ・住宅改造・福祉機器相談体制の整備 ・重度障害者住宅設備改良の促進 ・高齢者・障害者向け公営住宅の建設・改善の推進 ・ケア付高齢者住宅の建設促進 ・高齢者向け優良賃貸住宅モデル事業の促進 | 市町村 県 県 県住宅供給公社 民間 | ■ | ■ | ■ | ■ | 相談体制の整備 35市町村 住宅設備改良への助成 2,212戸 県営住宅建設 240戸、同改善 780戸 建設に対する補助・利子補給 272戸 建設及び家賃に対する補助 400戸 |
| (5) 人にやさしい道路及び都市公園の整備 ・段差のない歩道等の整備 ・公園施設のバリアフリー化の推進 | 県 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | 段差の解消 県道503号(相模原立川線)等、幅広歩道の整備 (都)穴部国府津線等、交差点改良 県道208号(浦賀港線)等 東高根森林公園等 |

*1バリアフリー…住宅や都市施設などを高齢者や障害者に使いやすいものにすること。物理的(建築的)な障害だけでなく、心理的、社会的な障害や情報手段の制約も含まれる。

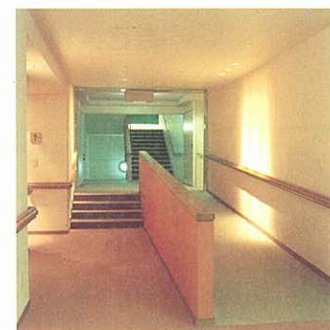
〈プロジェクト概念図〉



バリアフリー住宅展示場「かながわ夢モデルタウン」(横浜市旭区)



エレベーター付歩行者連絡橋(横須賀中央駅前広場(中央Yデッキ))



ケア付高齢者住宅